運送事業者に対する行政処分（令和8年3月分）

（自動車運送事業安全監理室）

事業の種類	行政処分日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	※ 事業者 点　数	営業所 点数
一般貨物	令和8年3月2日	日神機工株式会社（法人番号2021001040873）　代表者柳康弘	神奈川県横須賀市浦郷町５－２９３１－６	新潟営業所	新潟県三条市西大崎3丁目１５－２３	文書警告	貨物自動車運送事業法第15条第4項	令和8年1月27日、死亡事故を引き起こしたことを端緒として監査実施。1件の違反が認められた。(1)運転者台帳の記載事項等の不備（貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項）	0	0
一般貨物	令和8年3月13日	大高運輸株式会社（法人番号7180001006170）　代表者前田稔	愛知県名古屋市中区伊勢山1丁目7番12号	北陸営業所	石川県白山市福留町６０７－１	文書警告	貨物自動車運送事業法第15条第1項第1号及び第15条第4項	令和7年12月4日、労働局への情報提供を端緒として監査実施。3件の違反が認められた。（1）勤務時間等基準告示の遵守違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」）第3条第4項）（2）運転者台帳の記載事項等の不備（安全規則第9条の5第1項）（3）運転者に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存（一部記録なし）（安全規則第10条第1項）	0	0
一般貨物	令和8年3月18日	株式会社オーエム（法人番号1110001028739）　代表者大森俊輔	新潟県燕市吉田法花堂２２３７番地１	本社営業所	新潟県燕市吉田法花堂２２３７番地１	輸送施設の停止（116日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業法第15条第1項第1号及び第15条第4項	令和8年1月20日、公安委員会からの通知を端緒として監査実施。6件の違反が認められた。（1）勤務時間等基準告示の遵守違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」）第3条第4項）（2）酒酔い・酒気帯び運行の業務（安全規則第3条第5項）（3）点呼の実施違反未実施（安全規則第7条第1項、第2項）（4）作成、指示又は携行の義務違反（運行指示書の作成が必要な30運行に対して）（安全規則第9条の3第1項）（5）運転者台帳の記載事項等の不備（安全規則第9条の5第1項）（6）「指導監督告示」による運転者に対する指導及び監督違反（安全規則第10条第1項）	12	12

一般貨物	令和8年3月19日	西川運輸興業株式会社（法人番号5110001004414） 代表者西川武司	新潟県新潟市東区木工新町４３１－２	本社営業所	新潟県新潟市東区木工新町４３１－２	文書警告	貨物自動車運送事業法第15条第1項第1号及び第15条第4項	令和7年12月8日、死亡事故を引き起こしたことを端緒として監査実施。5件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」）第3条第4項）（2）点呼の記録違反記載事項等の不備（安全規則第7条第5項）（3）業務の記録違反記載事項等の不備（安全規則第8条）（4）運転者台帳の記載事項等の不備（安全規則第9条の５第1項）（5）「指導監督告示」による運転者に対する指導及び監督違反（安全規則第10条第1項）	0	0
一般貨物	令和8年3月23日	株式会社樹商事（法人番号5100001030477） 代表者熊倉茂樹	長野県長野市青木島町大塚１５４７番地３	須坂営業所	長野県長野市青木島町大塚１５４７番地３	輸送施設の停止（120日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業法第9条第1項、17条第1項第1号、17条第4項	令和6年12月18日、公安委員会からの通知を端緒として監査実施。8件の違反が認められた。(1)自動車車庫の位置及び収容能力違反（貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号）（2）乗務時間等告示の遵守違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」）第3条第4項）（3）疾病、疲労等のおそれのある運行の業務（安全規則第3条第4項）（4）点呼の実施違反未実施（安全規則第7条第1項～第3項）（5）点呼の記録違反一部記録なし、記載事項等の不備（安全規則第7条第5項）（6）運転者台帳5名以下作成なし（安全規則第9条の５第1項）（7）「指導監督告示」による運転者に対する指導及び監督違反（安全規則第10条第1項）（8）指導監督告示による運転者に対する特別な指導及び運転適正診断受診義務違反（安全規則第10条第2項）	12	12
一般貨物	令和8年3月25日	長野運輸株式会社（法人番号4100001002246） 代表者高田学	長野県長野市大字石渡１３２－２	本社営業所	長野県長野市大字石渡１３２－２	文書警告	貨物自動車運送事業法15条第1項第1号、第15条第4項	令和7年10月20日、労働基準監督署への情報提供を端緒として監査実施。7件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」）第3条第4項）（2）点呼の実施違反未実施（安全規則第7条第1項、2項）（3）点呼の記録違反記載事項等の不備（安全規則第7条第5項）（4）業務の記録違反記載事項等の不備（安全規則第8条）（5）運転者台帳の記載事項等の不備（安全規則第9条の５第1項）（6）「指導監督告示」による運転者に対する指導及び監督違反（安全規則第10条第1項）（7）指導監督告示による運転者に対する特別な指導及び運転適正診断受診義務違反（安全規則第10条第2項）	0	0

一般貨物	令和8年3月30日	株式会社冠婚葬祭こころの会博善社（法人番号3100001012923） 代表者 原口　清	長野県松本市両島１４－１０	本社営業所	長野県松本市両島１４－１０	許可の取消し	貨物自動車運送事業法第３２条	令和６年３月１２日、貨物自動車運送適正化事業実施機関からの情報提供を端緒として監査実施。「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成21年9月30日付け北陸信越運輸局長公示第58号）6(1)⑧に該当する事実があった。		

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者（北陸信越運輸局管内の全ての営業所）に付されている点数の総和を表す。